

国民健康保険

安心して病院などにかかれるよう、すべての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

問い合わせ

■保険税について 税務課 内線119

■保険証や給付資格について 保険医療課 内線154



Q 国民健康保険税は誰に課税される？
A 世帯主に課税されます。同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主です。そのため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

国民健康保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳の被保険者がいる場合)
所得割 A	(総所得*1 - 43万円) × 6.01%	(総所得*1 - 43万円) × 2.12%	(総所得*1 - 43万円) × 1.68%
均等割 B	被保険者の人数 × 29,700円	被保険者の人数 × 8,300円	被保険者の人数 × 10,100円
平等割 C	23,900円	7,900円	6,000円
合計	A+B+C (最大65万円)	A+B+C (最大20万円)	A+B+C (最大17万円)
年税額	医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分		

* 1 総所得には譲渡所得(特別控除後)も含む
* 税額は、中途加入した場合は加入月から、中途脱退した場合は(ほかの健康保険に加入、ほかの市町村へ転出など)は脱退した月の前月までの月割支払い

表 1 未就学児 1 人に係る均等割額

所得の基準による軽減割合	均等割額 (法定軽減後)	未就学児の方の均等割額 (軽減後)
軽減なし	38,000円	19,000円
7割軽減	11,400円	5,700円
5割軽減	19,000円	9,500円
2割軽減	30,400円	15,200円

※均等割額については、医療分・後期高齢者支援金分



(4) 徴収猶予
町税を一度に納付または納入できない場合は、申請により原則として1年以内限り、納税が猶予される場合があります。

(1) 軽減制度
世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計が下表の判定基準額以下の場合には軽減が受けられます。軽減を受けるには住民税の申告が必要です(扶養控除を受けている方、課税資料が役場に届いている方は除く)。

軽減の判定基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円 ×(給与所得者等*1の数-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29万円 <small>R5から変更</small> ×(被保険者数*2)+10万円×(給与所得者等*1の数-1)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+53万5千円 <small>R5から変更</small> ×(被保険者数*2)+10万円×(給与所得者等*1の数-1)

* 1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方
* 2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含む

(2) 未就学児に係る国民健康保険税「均等割額」の軽減措置【申請不要】
表1参照

(3) 減免制度
①～④に該当する場合、減免が受けられることがあります。なお、納期限の7日前までに申請手続きをする必要がありますので、役場税務課へ
④ 失業、事業の廃止などにより著しく所得の減少が見込まれることになった
※③④は一定の所得基準あり
※65歳未満であり倒産や解雇など自ら望まない理由で離職した方は、離職日の翌日が属する年度より翌年度末の間は、前年の総所得金額のうち給与所得を7割軽減して国民健康保険税を計算します。申請には雇用保険受給資格者証が必要です。

Q どうやって納付するの？

A 納付方法は、座振替、個人納付、年金からの天引きの3つがあります。

① 口座振替

納付は原則、座振替でお願いします。申請が必要のため、通帳と通帳の届出印を持って役場税務課、または金融機関で手続きして

ください。

② 個人納付(普通徴収)

座振替の手続きをしていない方は、7月中旬に送付する納付書で納付してください。

③ 年金からの天引き(特別徴収)

次のすべてに該当する場合は、年金から天引きされます。

- ・世帯主が国民健康保険加

入者

- ・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満

- ・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者

- ・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない方

Q 介護保険料はどうやって納付するの？

A 国民健康保険に加入している、40〜64歳の方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方は、知多北部広域連合から届く納付書で納付してください。

納期限	
期別	納期限
第1期(全期)	7月31日(日)
第2期	8月31日(日)
第3期	10月2日(日)
第4期	10月31日(日)
第5期	11月30日(日)
第6期	12月25日(日)
第7期	令和6年1月31日(日)
第8期	2月29日(日)

国民健康保険限度額適用認定証等の申請

各自申請が必要です

「愛知県国民健康保険限度額適用認定証等」を国民健康保険被保険者証とともに病院窓口で提示すると、医療機関ごとで支払う金額が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

●入院や高額な診療を受ける予定がある場合

保険医療課で限度額適用認定証等の交付を申請してください。国民健康保険税などの滞納がある場合は、

事前に電話で相談してください。

●すでにお持ちの方

毎年8月に更新が必要です。前年の所得で再判定し、適用区分の見直しをするため、8月以降の限度額適用認定証が必要な方は8月1日(日)以降に直接問い合わせへ

●申請手続きの持ち物

- ・対象者の国民健康保険被保険者証
- ・窓口に来る方の本人確認

●70歳になる方

70歳になる誕生日の翌月(各月の1日生まれの方は誕生日)から適用となる国民健康保険高齢受給者証を対象となる月の前月末までに世帯主あてに送付する必要があります。

医療機関を受診するときには、国民健康保険被保険者証とともに高齢受給者証を提示してください。

●すでにお持ちの方

毎年8月に更新します。

国民健康保険高齢受給者証

新しい高齢受給者証は、自己負担割合を前年の住民税課税所得で判定したうえで、7月下旬に世帯主あてに送付します。

●令和5年7月31日までに75歳になる方

誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため、有効期限は誕生日の前日になります。

●問い合わせ

保険医療課 内線155